



# 島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 147 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【人委規則】**

公益法人制度改革に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

2

## 人 事 委 員 会 規 則

公益法人制度改革に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第32号

公益法人制度改革に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

(職員の給与の支給に関する規則の一部改正)

**第1条** 職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第3号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第6条の10第3項、第12条の12の2第1項第3号、第12条の12の4第2項及び第17条第1項第6号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(人事記録に関する規則の一部改正)

**第2条** 人事記録に関する規則(昭和29年島根県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表14派遣の項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年島根県条例第52号)」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年島根県条例第52号)」に改め、同表21解除の項、27職務復帰の項及び43更新の項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

(職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

**第3条** 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改め、「。以下「公益法人等派遣条例」という。」を削り、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第31条第3号、第37条の2及び別表第33中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正)

**第4条** 県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和32年島根県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣教育職員」を「公益的法人等派遣教育職員」に改める。

第22条第3号及び第24条中「公益法人等派遣教育職員」を「公益的法人等派遣教育職員」に改める。

第32条、第36条の12の2第1項第3号及び第36条の12の4第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第41条第7号及び別表第10中「公益法人等派遣教育職員」を「公益的法人等派遣教育職員」に改める。

(職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

**第5条** 職員団体の登録等に関する規則(昭和41年島根県人事委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第3条第1項第3号」に改める。

第9号様式中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項第3号」に改

める。

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

**第6条** 公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年島根県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則

第1条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年島根県条例第52号）」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）」に、「公益法人等への職員の派遣等に関し」を「公益的法人等への職員の派遣等に関し」に改める。

(島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部改正)

**第7条** 島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則（平成16年島根県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2の項第2号中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号）第3条第1項第3号」に改め、同項第3号中「（昭和53年法律第80号）」を削る。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第8条** 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成16年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

**第9条** 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成16年島根県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

**第10条** 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号キ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第9号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条第1項第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

**第11条** 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年島根県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号キ中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第9号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条第1項第3号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。